向日市給水装置工事事業者の廃止、休止、再開について

事業の廃止、休止又は再開をされる方は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、届出書を提出してください。

<申請受付期間>

随時受付 (但し、土、日曜日及び祝日除く) 午前9時 から 正午 (但し、正午から1時を除く)

午後1時 から 4時

<受付場所>

上植野浄水場・上下水道部営業課・総務係(៤ 代表 075-874-3870)

指定給水装置工事事業者 (廃止・休止・再開) 届出書

令和 年 月 日

向 日市長 様

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の(廃止・休止・再開)の届出をします。

フ リ ガ ナ	
氏名又は名称	
住所	
フ リ ガ ナ	
代表者の氏名	
(廃止・休止・再開)	
の年月日	
(廃止・休止・再開)	
の理由	